

# 令和8年度スタートアップ共創・成長支援事業実施業務仕様書

## 1 委託する業務の名称

令和8年度スタートアップ共創・成長支援事業実施業務

## 2 目的

- 本事業は、国の「スタートアップ育成5か年計画」の強化方針に沿って、地域エコシステムの形成・強化を核としながら、スタートアップの創出・成長支援及びスタートアップと地域企業等との共創を促進することを目的とする。
- また、若年層を含む多様な主体が、地域課題の解決や新たな価値創出に挑戦しやすい環境を整備することで、将来的な県内での起業や事業展開につながる人材・取組の創出を図る。

## 3 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

## 4 事業の内容

### (1) 事業概要

- 地域エコシステムの形成・強化を核としながら、スタートアップの創出・成長支援を図るとともに、若年層を対象とした実践的なプログラムや、スタートアップと地域企業等との共創を促進する取組を実施する。
- その際、本県がこれまで実施してきたスタートアップ支援施策や、令和8年3月15日に開催したピッチイベント「Y!Pitch」における取組状況及び実績等を踏まえ、既存施策との連動性や相乗効果を意識した取組を提案すること。
- 本事業の実施に当たっては、事業全体を通じ、対象者等（受講者、参加者、関係企業等）の募集に関する事務及び、これに関連した啓発（SNS等の活用を含む）を行うこと。
- また、対象者の選定や、事業実施に伴う関係者との調整については、公平性等に配慮した上で実施するものとし、対象者等は、あらかじめ県と協議の上、決定すること。
- なお、以下に示す内容は、本事業において求める基本的な要素であり、具体的な実施方法、回数、実施形態（対面・オンラインの組合せ等）、運営体制については、受託者の提案を踏まえ、県と協議の上で決定するものとする。

## (2) 内容

### ① 重点・成長分野におけるスタートアップの創出・成長支援：スタートアップ

#### 1) 概要

- 重点・成長分野を対象として、事業化や成長段階に応じた支援を行い、スタートアップの創出及び成長を支援する。
- 具体的には、メンタリング、メンタリングや、大都市圏の投資家等との接点創出、販路拡大やマッチング支援等を通じて、国内外への展開を見据えた成長支援を行う。
- 本取組における重点・成長分野については、研究開発型・テック系分野をはじめとしつつ、本県の産業構造、社会課題、スタートアップを取り巻く環境の変化等を踏まえ、成長が期待される分野を柔軟に設定するものとする。
- 具体的な重点・成長分野の考え方や設定方法については、受託者の提案を踏まえ、県と協議の上で決定するものとする。

#### 2) 対象者

- 重点・成長分野に該当するスタートアップ等であって、成長志向を有し、新たな価値創出が期待できる者
- 対象者数については、概ね5者程度を想定とするが、事業内容や支援の深度等を踏まえ、受託者の提案を基に、県と協議の上で決定するものとする。

#### 3) 実施内容

以下に示す支援内容は、本事業において求める基本的な要素を示すものであり、各支援については、原則として各対象者に対し、最低1回以上実施するものとする。

ただし、各支援については、単に形式的な機会提供にとどまることを想定しておらず、対象者の状況や課題に応じて、実効性のある支援となるよう適切に設計・実施するものとする。

特に、個別メンタリングについては、各対象者に対し継続的な支援を行うものとし複数回の実施を基本とする。

なお、具体的な実施回数や実施方法については、事業内容や支援の深度等を踏まえ、受託者の提案により目標値を設定し、県と協議の上で決定するものとする。

#### ■ 個別メンタリング

- ・ スタートアップの成長段階や課題に応じて、トップレベルのアクセラレーター

やベンチャーキャピタル等が関与し、事業計画のブラッシュアップ、販路拡大、中長期的な成長戦略の検討等に関する助言を行う。

- ・ また、これらの者が有する大都市圏や海外のネットワークを活用し、成長に資する接点の創出や具体的な支援につなげる。
- ・ さらに、重点・成長分野特有の課題（知財戦略、規制対応、研究開発資金調達、資本政策等）については、外部専門家等を活用し、集中的なセッションまたは個別アドバイスを提供する。
- ・ 個別メンタリングについては、単発的な実施にとどまらない支援とすることとし、スタートアップの成長段階や課題に応じた継続的な関与を行うものとする。
- ・ なお、座学の集合型研修や一方向的な講義形式を前提とせず、個別性を重視した支援とする。

#### ■ 資金調達支援

- ・ 投資家やベンチャーキャピタルには、得意とする投資領域（分野、事業のフェーズ等）があることを踏まえ、スタートアップの事業フェーズやニーズに応じて、投資領域（分野、ステージ）が合致する投資家等との接点を創出する。
- ・ 具体的には、個別面談や意見交換の機会の提供等を通じて、資金調達や事業成長に向けた検討が進むよう支援する。
- ・ 資金調達支援については、単発的な機会提供にとどまらないよう留意しつつ、原則として各対象者に対し最低1回以上、投資家等との接点を持つ機会を確保するものとする。
- ・ なお、具体的な実施回数や実施方法については、事業内容や支援の深度等を踏まえ、受託者の提案により目標値を設定し、県と協議の上で決定するものとする。

#### ■ 大規模ピッチコンテスト出場支援

- ・ スタートアップの認知度向上および外部評価の獲得、並びに資金調達や事業連携の機会確保に向け、アクセラレーター等のネットワークを活用し、大規模ピッチコンテストやこれに類する対外的な発信の場への参加機会を提供する。
- ・ また、出場に向けては、ピッチ内容のブラッシュアップやプレゼンテーション力の向上等、必要に応じた事前支援を行う。
- ・ 大規模ピッチコンテスト出場支援については、原則として各対象者に対し、少なくとも1回は外部に向けて発信する機会を確保するものとする。
- ・ また、関連した取組として、国の「J-Startup WEST 選定企業」等への応募を積

極的に促すとともに、当該応募に向けた準備支援やブラッシュアップ等についても、同様の支援を行うものとする。

- ・ なお、具体的な実施回数や実施方法については、事業内容や支援の深度等を踏まえ、受託者の提案により目標値を設定し、県と協議の上で決定するものとする。

#### ■ 販路拡大支援

- ・ スタートアップのサービスや技術の特性を踏まえ、事業連携や販路拡大につながる企業等とのマッチング支援を行う。
- ・ 具体的には、受講者のサービスの提供先や、受講者のサービスと連携・協業、又は競争関係となり得る企業やスタートアップ（海外を含む）との接点を創出し、事業シナジーを見極めた上で、個別具体的なマッチング支援を行う。
- ・ 販路拡大支援については、原則として各対象者に対し、少なくとも1回は事業連携や販路拡大に向けた具体的な接点を持つ機会を確保するものとする。
- ・ なお、具体的な実施回数や実施方法については、事業内容や支援の深度等を踏まえ、受託者の提案により目標値を設定し、県と協議の上で決定するものとする。

## ② 課題解決型の実践的なプログラム：高校生、大学生

### 1) 概要

- 学生等が、ビジネスの手法を用いて、企業や事業承継に関する課題に加え、
- 地域が抱える社会的・経済的課題等を題材とし、その解決に取り組むことができるよう、起業家教育に留まらない実践的なプログラムを実施する。
- 解決に向けた取組については、単なる学習や演習にとどまらず、企業や地域等にとっての具体的なメリットを生み出すことを意識し、課題解決型のビジネスモデルとして具体化を支援する。

### 2) 対象者

#### ■ 学生等

原則として県内に在住する、又は県内の学校に在学する高校生、高等専門学校生、大学生、大学院生等であって、ビジネスの手法を用いて、企業や地域が抱える課題の解決に取り組む意欲を有する者。

## ■ 企業等

学生等による課題解決の取組に協力する企業、自治体、地域団体その他の関係者であって、自らが抱える経営課題、事業承継に関する課題、又は地域が抱える社会的・経済的課題等を提示し、学生等とともに課題解決に取り組む意思を有する者。

- なお、対象者の具体的な人数や構成等については、本プログラムの目的や想定する課題の内容、支援の深度等を踏まえ、受託者において適切な規模を設定した上で提案するものとする。
- 当該提案内容を踏まえ、事業実施に当たっての対象者数については、県と協議の上で決定するものとする。

### 3) 実施内容

- 学生等に対し、講義、演習、メンタリングを組み合わせた通年型の実践的なプログラムを実施する。
- ビジネスの手法を用いて課題解決に取り組むための基礎的な知識や技能の習得を図るとともに、オンラインを併用し、学生等の状況に応じた継続的なサポートを行う。
- また、企業や地域等が提示する実際の課題を題材として、学生等と専門家がチームを組成し、課題の本質を把握した上で、具体的な解決に取り組む。
- 課題の整理・深掘りに当たっては、企業・地域の担当者へのヒアリングや専門家の助言等を通じて、実践的な検討を行う。
- さらに、成果の共有および外部からのフィードバックを得るため、起業家、行政、企業関係者、金融機関、投資家、支援者等を招いた成果発表会を年1回開催する。
- 成果発表会後も、フィードバックを踏まえ、学生等の取組の具体化・実装に向けたフォローアップ支援や、起業家、投資家、企業等との交流機会の創出に努めるものとする。

### ③ スタートアップ地域エコシステムの強化：若年層のアントレプレナーシップ、スタートアップと中小企業等の共創促進

#### 1) 概要

- スタートアップ支援に厚みと継続性を持たせるため、県がハブとなり、地域内の企業、金融機関、行政と県外を含むスタートアップ支援者や新たな事業展開や価値創出に挑戦する多様な主体とをつなぎ、連携を強化するとともに、スタートア

ップの活用を促進することで、取組の「継続」と地域全体のエコシステム強化を図る。

- なお、ここでいう多様な主体には、スタートアップに限らず、中小企業の後継者等による第二創業等、既存事業を基盤としながら新たな事業展開に取り組む者を含むものとする。
- 支援に厚みと継続性を持たせるため、県がハブとなり、地域内の企業、金融機関、行政、県外を含むスタートアップ支援者や各種コミュニティを繋ぎ、連携を強化するとともに、スタートアップの活用を促進することで、取組の「継続」と地域全体のエコシステム強化を図る。
- あわせて、若年層に対しては、将来の起業や新たな価値創出につながるアントレプレナーシップの醸成を図るとともに、スタートアップと中小企業等との共創を通じて、課題解決や新たな事業創出が継続的に生まれる環境づくりを目指す。

## 2) 実施内容

### ■ エコシステム・アンバサダー制度

- ・ スタートアップ地域エコシステムの活性化を図るため県に所縁のある起業家や経営者等をエコシステム・アンバサダーとして任命し、年間を通じて、スタートアップ・エコシステムの強化に向けた活動を実施する。
- ・ エコシステム・アンバサダーについては、県に所縁のある起業家や経営者等を中心に、概ね6名から10名程度を目安として任命することを想定する。
- ・ ただし、アンバサダーの人数や構成については、県内外のバランスにも配慮し、特定の地域に偏らない体制とすることとし、受託者の提案を踏まえ、県と協議の上で決定するものとする。
- ・ また、アンバサダーについては、県内外を問わず、山口県のスタートアップ支援に積極的に関与し、外部の知見やネットワークの還流、ノウハウの共有等に貢献できる者を対象とする。
- ・ その際、ロールモデルとしての役割を担う者や、継続的に活動可能な者など、役割の多様性を考慮した構成とする。
- ・ 具体的には、エコシステム・アンバサダーから、県内スタートアップや各プログラムの受講者等への個別アドバイス、交流イベントへの登壇、県外のベンチャーキャピタルや大企業等とのネットワーキング紹介等を実施する。
- ・ また、県内各地において、アンバサダーによる啓発的な活動を行うことも想定する。

- ・ なお、エコシステム・アンバサダーに対する活動は、業務遂行に必要な範囲での支出に限るものとする。

#### ■ エコシステム・アンバサダー連携イベントの開催

- ・ 本イベントは、エコシステム・アンバサダーが通常行う個別の活動とは別に実施する取組として位置付け、スタートアップ地域エコシステムの機運醸成を図るため、エコシステム・アンバサダーを主な登壇者等としたイベントを年1回以上開催する。
- ・ 本イベントでは、講演、トークセッション、パネルディスカッション等を通じて、スタートアップマインドの啓発や、参加者間のネットワーク構築を促進することを目的とする。
- ・ なお、イベントの実施形態については、本事業における他の取組（成果発表会等）と併せて実施することや、他の関連イベントの一部として開催することなど、事業全体の連動性や相乗効果が得られる柔軟な形式とすることを可とする。

#### ■ 課題提示型ピッチ（リバースピッチ）の実施

- ・ 地域の企業、自治体、地域団体等から具体的な課題を募り、その解決策を有するスタートアップとのマッチングを目的とした課題提示型のピッチイベント（リバースピッチ）を年1回実施する。
- ・ 本ピッチは、スタートアップが自らの事業を発信するものではなく、課題を有する者がスタートアップに向けて課題内容を提示するいわゆる「課題提示型（リバース）ピッチ」とする。
- ・ マッチング後は、必要に応じて、専門家が課題提示者とスタートアップの双方に関与し、課題解決や共創の具体化に向けた伴走支援を行うものとする。
- ・ スタートアップが持つ革新的な技術やサービスは、地域企業等の生産性向上や業務効率化に資する可能性があるほか、外部との連携を通じて組織の活性化や新たな価値創出につながることを期待される。
- ・ 課題提示を行う団体数については、概ね5～8団体程度を目安としつつ、事業内容や運営体制等を踏まえ、受託者の提案を基に、県と協議の上で決定するものとする。
- ・ なお、課題提示団体は、県内の団体に限るものとする。

## ■ 取組事例のPR動画制作

- ・ 課題提示型ピッチ等、本事業における取組事例について撮影を行い、PR動画を制作するとともに、Webやイベント等で積極的に活用することにより、スタートアップを目指す者、スタートアップを支援する者、スタートアップを活用する者に対し、本県の取組や共創事例の魅力を発信する。
- ・ PR動画の制作本数については、概ね3本程度を目安としつつ、事業内容や取組の状況等を踏まえ、受託者の提案を基に、県と協議の上で決定するものとする。
- ・ 動画の尺や編集方法、表現手法については特に定めないが、一般県民や企業等が視聴して関心を持ち、本事業やスタートアップへの理解促進につながるような構成・内容とすること。
- ・ なお、制作したPR動画については、委託業務終了後も県が啓発等に活用できるように、著作権及び出演者等の肖像権の取扱いを整理した上で、必要な権利処理を行い、県に納品すること。

## ■ 中学生等向けの起業体験ワークショップ

- ・ 将来の起業家や新たな価値創出に挑戦する人材を育成するため、中学生（小学生高学年も参加可）を対象として、起業体験ワークショップを開催する。
- ・ 本ワークショップでは、ゲームや模擬ビジネス、生成AI等の活用を取り入れながら、会社経営や新規事業の検討、事業づくりの考え方等を体験的に学ぶ機会を提供する。
- ・ 具体的には、アイデアの創出や整理、簡易的な事業の組み立て、資金や収支の考え方、発信や提供方法の検討など、事業活動の一連の流れを疑似的に体験することを通じて、主体的に考え、行動する力の育成を図る。
- ・ また、起業家や金融機関、事業創出の専門家等の関係者との連携や、実社会を意識した要素を取り入れることで、社会や経済とのつながりへの理解を深めるとともに、初期段階における起業マインドや新たな取組に挑戦する意欲の醸成を図る。
- ・ これらの取組を通じて、起業や新規事業への関心層の裾野拡大を図るとともに、自らのアイデアを形にし、実行に移す力を育て、将来、県内での起業や事業展開等につながるきっかけを創出することを目的とする。
- ・ なお、なお、本取組については、夏休み期間中の数日間での実施を想定しているが、実施回数や時期、具体的な内容及び実施方法については、受託者の提案

を踏まえ、県と協議の上で決定するものとする。

※本取組は、スタートアップ地域エコシステムの強化の一環として位置付けるが、「② 課題解決型の実践的なプログラム」と関連した事業実施（一体的な実施）とすることも可とする。

## 5 事業実施準備業務・事業運營業務・その他の業務

- ① 受託者は、全ての業務について、委託者である県と密に連絡を取り合い、協議、相談しながら進め、実施すること。
- ② 事業全体のスケジュールについて可視化し、県や関係者と調整を行い、事業開始時及び県の求めに応じて提示すること。
- ③ 事業の実施に当たっては、各種情報収集を行い、コンプライアンスを遵守しつつ、得られた情報を広く公開し、事業の周知及び支援対象者の周知に努めること。また、得られた情報を業務内容に活かす等して、より多くの参加が得られるよう内容を工夫するとともに、開催場所や時期、時間帯については、できるだけ各者が参加しやすいよう工夫すること。また、本事業で得られた取組事例や成果については、県と協議の上、Web、イベント等を通じて報発信を行い、スタートアップを目指す者や支援関係者への波及を図ること。
- ④ 各事業への参加者について、事務局の役割を担い、管理等を行うこと。（参加者の把握、名簿の作成・情報管理・調整等）
- ⑤ 支援対象者の活躍や起業状況、支援効果が確認できる場合は速やかに県に報告すること。また、マスコミ等を活用し周知を図ること。
- ⑥ 各業務の実施状況は、適宜写真や動画等で記録に残すこと。
- ⑦ 事業に係る会場の確保、必要器材の準備、資料の印刷・配布、受付、司会進行、参加者との連絡など、事業の実施に必要な業務を行うこと。
- ⑧ 事業実施に当たっては、県内の金融機関や支援機関、大学等と連携するとともに、本県のスタートアップ支援体制推進の取組と密に連携すること。
- ⑨ 事業実施に要する経費については、合理性や経済性を検証することが可能な根拠資料等を備えることとし、県からの求めに応じ適宜提供すること。
- ⑩ 受講者、参加者等の募集は、原則として公募により行うこと。応募者数が想定を上回る場合は選考を行うものとし、選考方法および選考基準については、あらかじめ県と協議の上、募集時に明示すること。
- ⑪ 事業実施に要する経費については、合理性および経済性を検証できる根拠資料等を整備し、県からの求めに応じて適宜提供すること。

## 6 目標等

本事業は、スタートアップ・エコシステムの形成・強化を図る取組として、中長期的な視点に立ち、本県を拠点として活動するスタートアップの創出・成長を後押しすることを目的とするものであり、3年間（各年度1年事業）の実施を通じて、国の「J-Startup WEST」等に選定される企業を概ね5社程度創出することを全体目標とする。

なお、当該目標は、特定の年度や本事業単独の取組によって達成されることを想定するものではなく、本事業を通じたスタートアップ・エコシステム強化の取組を含め、本県において実施する各種施策の相乗効果により、創出・成長が促進された企業を含めたものとして位置付ける。

各年度における具体的な目標設定や成果指標（KPI）については、上記の全体目標の達成に向けたプロセスとして、当該年度において本事業が果たす役割や位置付けを踏まえ、受託者の企画提案を基に、県と協議の上で決定するものとする。

※本事業は、単年度予算を基本とする事業であり、次年度以降の事業内容や事業規模等については、現時点において確定しているものではなく、将来にわたる継続的な実施を約束するものではない。

## 7 報告書の提出

受託者は月ごとの業務実施状況について、毎月報告書を作成し、実施月の翌月10日までに県に提出するとともに、委託業務完了時には事業報告書を提出すること。

事業報告書には下記の内容を記載し、写真を掲載する等して、見やすさ・分かりやすさに配慮すること。

- ① 実施内容（実施日、回数等）※メンタリング実施日時等も含む
- ② 実施成果
  - ・受講者の事業計画の概要、進捗等活動実績等
  - ・ピッチコンテスト出場実績や資金調達実績等
  - ・事業提携や売上の増加、マスコミでの取り上げ等
  - ・各業務で実施したアンケートの結果
- ③ 上記①②を踏まえた、事業効果の考察

## 8 スケジュール

本事業については、5月上旬からの事業実施を想定していることを踏まえ、事業全体の目的や各取組間の連動性を考慮した効果的かつ実現可能なスケジュールを受託者において提案の上、県と協議しながら実施すること。

## 9 成果品

- ・事業報告書

報告書データ（PDF）、報告書に使用した写真データ、アンケート回答・取りまとめ結果等を収録した電子記録媒体

- ・納入場所

山口県産業労働部経営金融課経営支援班

## 10 委託料の支払

9の成果品が検査に合格したときは、委託者に委託料の支払いを請求することができる。委託者は正当な委託料の請求があったときは、支払い請求書を受領した日から30日以内に当該委託料を受託者に支払うものとする。

## 11 その他

- ・業務の遂行において疑義が生じた場合は、受託者は速やかに県と協議し、その指示に従い、迅速かつ的確に対応するものとする。
- ・本仕様書に関して疑義が生じた事項及び本仕様書に定めのない事項については、すべて県と協議の上、解決するものとする。
- ・受託者及び事業遂行者は、業務の遂行に際して知り得た情報（支援対象者、参加者、関係者に関する情報を含む。）について、業務期間中はもとより、業務期間終了後においても、いかなる理由をもっても第三者に漏えいしてはならない。
- ・受託者は、個人情報及び業務上知り得た情報の取扱いに十分留意し、情報漏えい等を防止するために必要な措置を講じること。
- ・本業務によって得られた情報及び作成物については、県に帰属するものとし、支援対象者や交流会参加者等の各情報、WEBコンテンツ、PRツール、報告書、プログラム名称等の著作物及び著作権は、すべて県に帰属する。
- ・県は、前項の作成物等について、本業務終了後も、啓発、広報その他県の施策推進に資する目的のため、必要に応じて活用できるものとする。この場合において、受託者は当該活用を妨げてはならない。
- ・なお、作成物の公表や対外的な発信の取扱いについては、内容、時期、方法等を含め、事前に県と協議の上で決定するものとする。